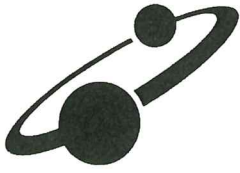


# 会報

令和5年7月号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei\_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.jp>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 山添 浩平

## 新規組合員募集中

只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますようお願い致します。

賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせさせていただきますようお願い致します。

税務・労務・行政・法律の  
ご相談と手続きは、当経営センター  
まで、お待ちしております。



- |          |         |
|----------|---------|
| ★弁 護 士   | 井 上 健 策 |
| ★税 理 士   | 本 田 浩 基 |
| ★司 法 書 士 | 法 常 博   |
| ★社会保険労務士 | 山 添 浩 平 |
| ★行 政 書 士 | 本 田 浩 基 |

## Summer Vacation

令和5年8月11日(金)

}

令和5年8月16日(水)

夏期休暇のお知らせ

上記の6日間夏期休暇のため休業致します。尚、休業中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させていただきます。



# インボイス制度の対応方針

## 税 務

～はじめに～

いよいよ本年10月よりインボイス制度が開始されますので、今回は国税局等からの本制度における対応方針や相続があった場合の注意点を掲載していきます。

## 1. インボイス対応方針

### ①開始日までに登録通知がもらえなかった場合の取引先等への対応

- 事前にインボイスの交付が遅れている旨を伝え、通知後にインボイスを交付する。
- 通知を受けるまでの間は暫定的な請求書を交付し、通知後にインボイスを交付する。

### ②インボイスの記載事項に不備等があった場合

従来より軽微な記載事項の不備などを確認することを目的とした税務調査は実施しておらず、本制度においても、必要な記載事項を相互関連が明確な複数の書類により確認することができれば、適正なインボイスとなります。

### ③取引先等の故意によって無効なインボイスを受領していた場合

基本原則としては、仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れに係る一定の事項が記載された帳簿及びインボイスの保存が必要となります。

しかし、買手が社会通念上相当と認められる注意を払っていたにもかかわらず、売手の故意によって不正なインボイスの交付を受け、正しいインボイスを保存できていなかった等、買手の責めに帰さない状態であると認められる場合には、消費税法第30条第7項ただし書きに規定する特例が適用される可能性があります。

### ④独禁法違反につながる恐れについて

取引先の免税事業者に対して、インボイス事業者への登録を要請すること自体には問題とはなりませんが、拒否した場合（免税事業者のまま事業継続）に過度な取引価格の引き下げ、一方的な取引の打ち切り、またインボイス業者になった場合にも、明示的な協議なしに価格を据え置くことは独禁法違反に抵触する恐れがあります。

※過度な価格の引き下げについて、本制度開始より数年の間は特例により仕入税額控除が割合により認められている為、そこも考慮に入れて取引先と協議する必要があります。

## 2. 免税事業者である相続人の手続き等

免税事業者である相続人が相続により被相続人（インボイス発行事業者）の事業を継承の際に、下記の手続き等が必要となってきます。

### ①適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出

インボイス発行事業者（個人事業主に限る）が死亡した場合、相続人は速やかに適格請求書発行事業者の死亡届出書をインボイス発行事業者の所轄税務署長に提出する必要があります。

### ②被相続人の登録は死亡後4カ月で失効

死亡したインボイス発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者の「死亡届出書の提出日の翌日」又は「死亡した日の翌日から4カ月を経過した日」のいずれか早い日に効力が失われます。

※相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置の適用がある場合、その措置の適用がある期間は被相続人の登録は有効となります。（みなし登録期間）

### ③事業を承継した相続人がインボイス発行事業者として継続するためには死亡後4カ月以内に登録申請書の提出が必要（免税期間がなく）

上記②のとおり被相続人のインボイス発行事業者の登録が失効となるので、引き続きインボイス発行事業者として事業を行うのであれば、みなし登録期間中に登録する必要があります。

### ④みなし登録期間について

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継した場合、上記のみなし登録期間中については、相続人がインボイス発行事業者とみなされるとともに、被相続人の登録番号が相続人の登録番号とみなされます。

そのため、相続があった場合の納税義務の免除の規定による判定で免税事業者としての条件を満たしていた場合でも、みなし登録期間中分については、インボイス発行事業者の継続の有無に関係なく課税事業者として消費税の納税申告を行う必要があります。

※相続があった年の基準期間における被相続人の課税売上高が1,000万円を超えない場合には本来消費税の納税義務が免除されます。

※上記以外にも個人所得税等に関しましても、必要な提出書類及び期限がある申告書類がありますのでご注意ください。

## 行政

# 特定建設業許可・監理技術者の 下請金額の下限の改正について (令和5年1月1日施行)

業種	指定7業種（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園）		
許可建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計	4,500万円以上 ※建築一式工事は 7,000万円以上	4,500万円未満 ※建築一式工事は 7,000万円未満	4,500万円未満 ※建築一式工事は 7,000万円未満
配置技術者	監理技術者	主任技術者	
資格	1級国家資格者 大臣認定者	1・2級国家資格者 指定学科卒業＋実務経験者 10年以上の実務経験者	
工事現場の専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、 請負金額が4,000万円以上となる工事 ※建築一式工事は8,000万円以上		

業種	その他の22業種		
許可建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円未満
配置技術者	監理技術者	主任技術者	
資格	1級国家資格者 指導監督的実務経験者	1・2級国家資格者 指定学科卒業＋実務経験者 10年以上の実務経験者	
工事現場の専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、 請負金額が4,000万円以上となる工事 ※建築一式工事は8,000万円以上		

※配置技術者とは、建設業法第26条に定められており、建設業者が工事を行う場合に全ての現場に配置することを義務付けられた主任技術者又は監理技術者のことです。

※その他の22業種とは、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上げ、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体のことです。

# 「特定建設業」における財産的基礎等について (財産的要件)

申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有することとし、原則として、**新規申請・業種追加・更新申請**等の許可申請時の直前の決算期における財務諸表において、次のすべてに該当するものは、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取扱われます。

- ア【欠損の額】が資本金の額の20%を超えていないこと
- イ【流動比率】が75%以上であること
- ウ【資本金】の額が2,000万円以上であること
- エ【自己資本】の額が4,000万円以上であること

## 注1【欠損の額】

- ・法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人にあっては貸借対照表の事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

## 注2【流動比率】

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

## 注3【資本金】

- ・法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人にあっては期首資本金をいいます。

## 注4【自己資本】

- ・法人にあっては貸借対照表における純資産の額をいいます。
- ・個人にあっては貸借対照表における期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額をいいます。

## ※【資本金】の増資による特例

資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取扱います。この取扱いは資本金に限ったもので、自己資本は財務諸表で基準を満たすことが必要です。

お知らせ

# 一人親方労災組合への加入者 ご紹介のご依頼



現在当組合では、建設業一人親方の労災保険特別加入の加入希望者を随時募集しております。

チラシを同封させていただいておりますので、お知り合いの方・同業者の方等々で、一人親方特別加入へのご加入をお考えの方がございましたら、当組合へご紹介していただければと存じます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

## 算定基礎の受付開始

今年の9月から翌年8月までの社会保険料を決定する「算定基礎」の受付の季節となりました。

6月下旬に日本年金機構より、順次お知らせが届いておりますが、現在、委託されていない事業所で、算定基礎の届出をご希望の事業所につきましては、ご一報ください。

なお、賞与を支給される場合、被保険者負担分につきましては、下記の率で控除してください。

### 被保険者負担分

(令和5年7月現在)

健康保険		厚生年金保険	雇用保険	
介護保険第2号 非該当被保険者	介護保険第2号 該当被保険者	一般被保険者	一般の事業	建設の事業
5.145%	6.055%	9.15%	6/1000	7/1000

### 労務賃金クラウドシステムのシステム障害の件

先日、当組合活用の労務賃金クラウドシステム（社労夢）が、ランサムウェアの不正アクセスを受けた旨をホームページにてご報告させていただきました。又、現在事務組合にご加入いただいております組合員・会員の方々には、書面又はメールにてご報告させていただきました。皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りいたしまして改めてお詫び申し上げます。

今後、新しい情報が発信されましたら、その際はご連絡若しくはホームページにてご報告させていただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

～経営センターでは、以下の保険・共済を取り扱っております！～

保 険 会 社	主 な 取 扱 商 品
アフラック	医療保険・がん保険
A I G 損害保険(株)★	火災・自動車・事業賠償等各種損害保険
大同生命保険(株)	主に事業主生命保険
日本生命保険(相)	主に事業主生命保険
三井住友海上火災保険(株)	業務災害等各種損害保険
三井住友海上あいおい生命保険(株)	医療保険・がん保険・暮らしの保険
全労済	すまいの共済・マイカー共済・医療共済
大阪府火災共済	事業所向け火災共済
経営セーフティ共済※1	個人事業主向け連鎖倒産等もしもに備える制度
小規模企業共済※1	個人事業主向け退職金制度
中退共※2	中小企業向けの国の退職金制度

アフラックがん保険のチラシを同封しております。

※1 国の機関である中小機構が運営しています

※2 国の機関である勤労者退職金共済機構が運営しています

★この度、取扱を始めました。チラシも同封しております。



# 無料法律相談

		担当弁護士	時間
7月	6日(木)	井上 健策	午後5時～
8月	3日(木)	井上 健策	午後5時～
9月	7日(木)	井上 健策	午後5時～
10月	5日(木)	井上 健策	午後5時～

無料法律相談の日程は、左記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。



いよいよ梅雨明けも近づき夏本番も迫っておりますが、皆様お身体の調子はいかがでしょう？

さて、5月8日に新型コロナウイルスは2類から5類に移行となりました。電車の中でも、マスクをしていらっしゃらない方が多くなってきており、少しずつ新型コロナウイルス前の生活に戻ってきていると感じております。

また、私が所属しております社会保険労務士会の全国組織「全国社会保険労務士会」の通常総会が6月30日にございます。通常であれば、総会終了後に懇親会がございましたが、新型コロナウイルスの流行以降、懇親会は開催されておられませんでしたが、今年は久しぶりに懇親会を開催することになりました。私も今年は参加予定ですので、全国の社労士仲間とお会いし、意見交換をしたいと思っております。

当経営センターはといいますと、11月に開催しております「定期総会」ですが、久しぶりにアゴラリージェンシー場で開催をさせていただく予定です。今回はもちろん懇親会も開催させていただきます。ご承知のとおり当経営センターも新型コロナウイルスの流行により、この数年は懇親会を中止とさせていただいておりました。流行以降の初めての懇親会となりますので、是非ともたくさんの組合員の皆様にご参加いただきと思っております。

久しぶりに一堂に会してお集まりいただく機会となりますので、組合員の皆様にとって良い交流の場となれば幸いです。職員一同開催に向けて精一杯準備をしておりますので、どうぞご参加のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、夏風邪など召されませぬようどうぞ十分ご自愛くださいませ。

協同組合 大阪中小企業経営センター  
理事長 山添 浩平

